

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月公告第4号）の一部を次のように改正し、2024年4月26日乗車となるものから適用する。ただし、第130条第1項第2号ト及び第139条の2に係る改正規定は2024年3月16日乗車となるものから適用し、第160条の3の改正規定は2024年4月1日から施行する。

改正前（2月15日公告反映版）	改正後
（前略）	（前略）
<p>（特定の特別急行券の発売）</p> <p><b>第57条の3</b> 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの（イ）のjの規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第125条第1項第1号口の（イ）のdの（b）の①及び（ハ）のbに定める列車に乗車する場合並びに別表第1号の2に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p>	<p>（特定の特別急行券の発売）</p> <p><b>第57条の3</b> 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの（イ）のjの規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第125条第1項第1号口の（イ）のdの（b）の①及び（ハ）のbに定める列車に乗車する場合並びに別表第1号の2に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p>
（中略）	（中略）
<p>7 旅客が、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間に運転する特別急行列車（36ぷらす3号を除く。）と新幹線の特別急行列車とを武雄温泉駅において出場しないで乗継ぎをする場合（接続のために一時出場する場合を含む。）は、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間の1個の特別急行列車及び新幹線の特別急行列車に対して、第57条第1項の規定にかかわらず1個の急行列車とみなして、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p>	<p>7 旅客が、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間に運転する特別急行列車（<u>ななつ星in九州号、或る列車号、</u>36ぷらす3号、<u>かんばち号及びびいちろく号</u>を除く。）と新幹線の特別急行列車とを武雄温泉駅において出場しないで乗継ぎをする場合（接続のために一時出場する場合を含む。）は、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間の1個の特別急行列車及び新幹線の特別急行列車に対して、第57条第1項の規定にかかわらず1個の急行列車とみなして、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p>
（中略）	（中略）

(特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)

**第74条の4** 第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号(特別車両以外の個室については第1号及び第2号)に定める額を収受する。

(中略)

3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車(トランスイート四季島号及び36ぷらす3号を除く。)の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。)及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、別に定める場合を除き、次の各号により取り扱うものとする。

(中略)

(大人急行料金)

**第125条** 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別急行料金

(特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)

**第74条の4** 第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号(特別車両以外の個室については第1号及び第2号)に定める額を収受する。

(中略)

3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車(トランスイート四季島号、36ぷらす3号、かんばち号及びびいちろく号を除く。)の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。)及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、別に定める場合を除き、次の各号により取り扱うものとする。

(中略)

(大人急行料金)

**第125条** 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別急行料金

<p>イ 新幹線</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金</p> <p>(中略)</p> <p>(ニ) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 次に定める料金とする。ただし、別表第 1 号の 7 に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、a 又は b に定める指定席特急料金に 500 円を加算した額とする。</p> <p>a b 以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>① ②及び③以外の指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車 36 ぷらす 3 号の個室、特別急行列車ななつ星 in 九州号及び特別急行列車或る列車号に対して適用する指定席特急料金</p> <p>①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>イ 新幹線</p> <p>(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金</p> <p>(中略)</p> <p>(ニ) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 次に定める料金とする。ただし、別表第 1 号の 7 に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、a 又は b に定める指定席特急料金に 500 円を加算した額とする。</p> <p>a b 以外の特別急行料金</p> <p>(a) 指定席特急料金</p> <p>① ②及び③以外の指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車 36 ぷらす 3 号の個室、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号、<u>特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号</u>に対して適用する指定席特急料金</p> <p>①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。</p> <p>(中略)</p>
--	---

b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号及び特別急行列車 36 ぷらす 3 号に乘車する場合の特別急行料金を除く。

(中略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)

(中略)

(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c、d 及び e 以外の特別車両料金(A)

(中略)

e 特別急行列車36ぷらす 3 号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号、特別急行列車 36 ぷらす 3 号、特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号に乘車する場合の特別急行料金を除く。

(中略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)

(中略)

(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c、d 及び e 以外の特別車両料金(A)

(中略)

e 特別急行列車36ぷらす 3 号、特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地 帯	150キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上
料 金	円 3,300	円 4,300	円 5,300

(中略)

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

(中略)

(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の個室

(中略)

c 特別急行列車36ぷらす3号の個室(2人用、4人用、6人用)

営業キロ 地 帯	150キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上
料 金	円 4,500	円 5,500	円 6,500

(注) 1人当たりの料金とする。

営業キロ 地 帯	150キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上
料 金	円 3,300	円 4,300	円 5,300

(中略)

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

(中略)

(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の個室

(中略)

c 特別急行列車36ぷらす3号の個室(2人用、4人用、6人用) 並びに特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号の個室(6人用)

営業キロ 地 帯	150キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上
料 金	円 4,500	円 5,500	円 6,500

(注) 1人当たりの料金とする。

(中略)

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B)

(中略)

ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロメートル まで	100キロメートル まで	150キロメートル まで	151キロメートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

チ 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

(中略)

(大人座席指定料金)

第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金

(中略)

(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

(中略)

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B)

(中略)

ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロメートル まで	100キロメートル まで	150キロメートル まで	151キロメートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

(ロ) 「SLやまぐち号」車両又は「DLやまぐち号」車両で運転する  
列車に対して発売する特別車両料金(B)

2,500円とする。

チ 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

(中略)

(大人座席指定料金)

第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金

(中略)

(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ 及びハ以外の大人座席指定料金

第1号に定める額とする。

ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840円とする。

(5) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

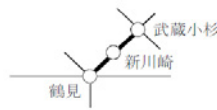
(中略)

(特定都区市内等における折返し乗車の特例)

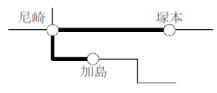
第160条の3 特定都区市内発若しくは着又は東京山手線内発若しくは着となる普通乗車券を所持する旅客は、列車に乗り継ぐため同区間内の一部が復乗となる場合は、当該区間について乗車することができる。

2 次の各号に掲げる第86条の規定により発売した特定都区市内発又は着の普通乗車券を所持する旅客は、当該各号に定める区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であっても乗車することができる。

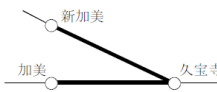
(1) 第86条第2号の規定により発売した横浜市内発又は着の普通乗車券  
鶴見・武蔵小杉間



(2) 同条第5号の規定により発売した大阪市内発又は着の普通乗車券  
塚本・尼崎間及び加島・尼崎間



(3) 同条同号の規定により発売した大阪市内発又は着の普通乗車券  
加美・久宝寺間及び新加美・久宝寺



第1号に定める額とする。

ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840円とする。

ハ 「SLやまぐち号」車両又は「DLやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680円とする。

(5) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

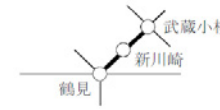
(中略)

(特定都区市内等における折返し乗車の特例)

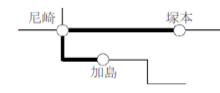
第160条の3 特定都区市内発若しくは着又は東京山手線内発若しくは着となる普通乗車券を所持する旅客は、列車に乗り継ぐため同区間内の一部が復乗となる場合は、当該区間について乗車することができる。

2 次の各号に掲げる第86条の規定により発売した特定都区市内発又は着の普通乗車券を所持する旅客は、当該各号に定める区間において途中で出場しない限り、当該区間について乗車券面の区間外であっても乗車することができる。

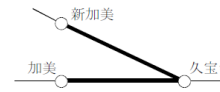
(1) 第86条第2号の規定により発売した横浜市内発又は着の普通乗車券  
鶴見・武蔵小杉間



(2) 同条第5号の規定により発売した大阪市内発又は着の普通乗車券  
塚本・尼崎間及び尼崎・加島間



(3) 同条同号の規定により発売した大阪市内発又は着の普通乗車券  
加美・久宝寺間及び久宝寺・新加美



間

(以下略)

間

(以下略)